

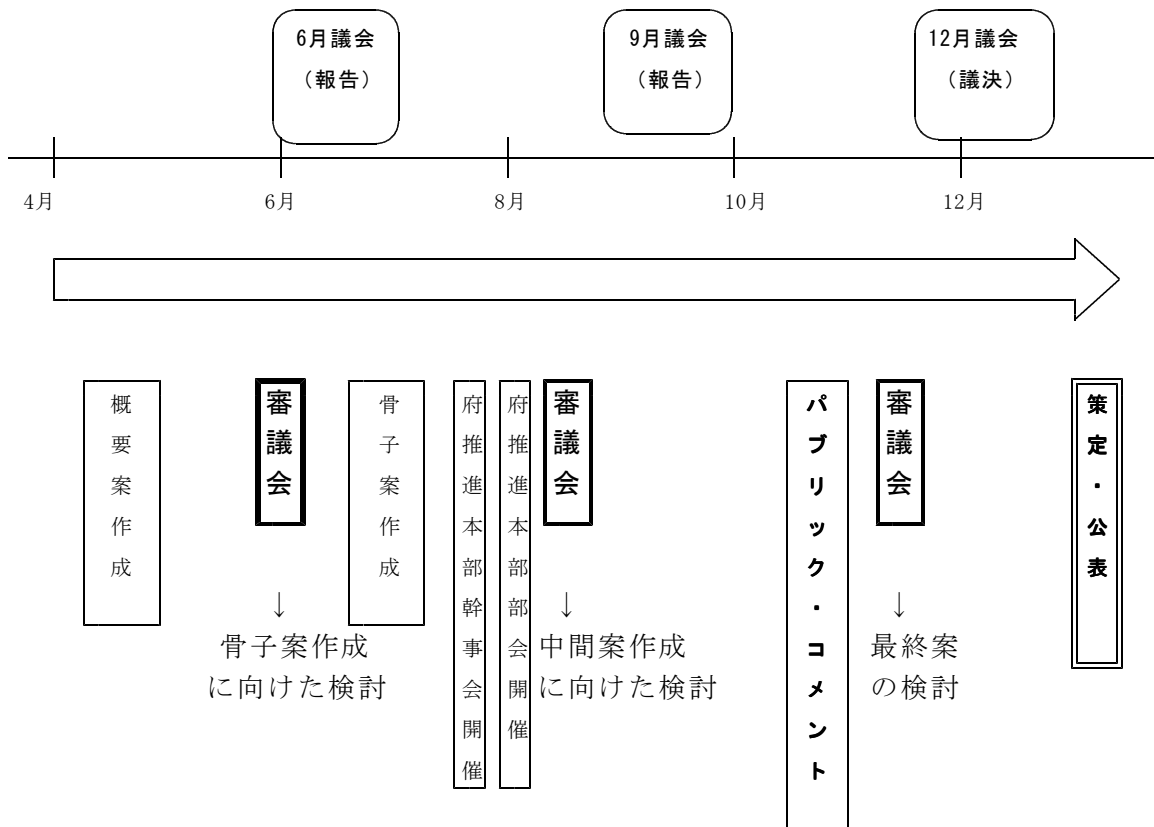
## 資料 2

### 京都府食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度） の策定について（案）

#### 1 策定の趣旨

- ・「京都府食の安心・安全行動計画（平成22年度～24年度）」は平成24年度までの中期計画
- ・次期計画を、平成24年度中に京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要

#### 2 策定スケジュール（案）



(参考) 京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

(食の安心・安全行動計画)

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。